

令和7年度瀬戸内市一般廃棄物処理実施計画

令和7年4月1日
瀬戸内市

1 本計画の概要

1.1 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に基づき、平成29年度に策定され令和5年度に一部見直しを行った瀬戸内市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）を実施するための令和7年度実施事業について定めるものである。

1.2 処理区域

瀬戸内市全域

1.3 計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

1.4 一般廃棄物の発生の見込み

【ごみ】

- ▶ 計画収集量（集団回収含む）：9,705 t/年
- ▶ 自家処理量：6 t/年

【し尿・浄化槽汚泥等】

- ▶ 計画収集量：17,246 t/年
- ▶ 自家処理量：20 kL/年

1.5 基本方針

瀬戸内市（以下、「本市」という。）は、基本計画において、次のとおりに、ごみ及び生活排水処理に係る基本方針を定めている。

1.5.1 ごみ処理

- ① ごみの減量化の推進
- ② 資源化の推進
- ③ 適正な処理・処分の推進

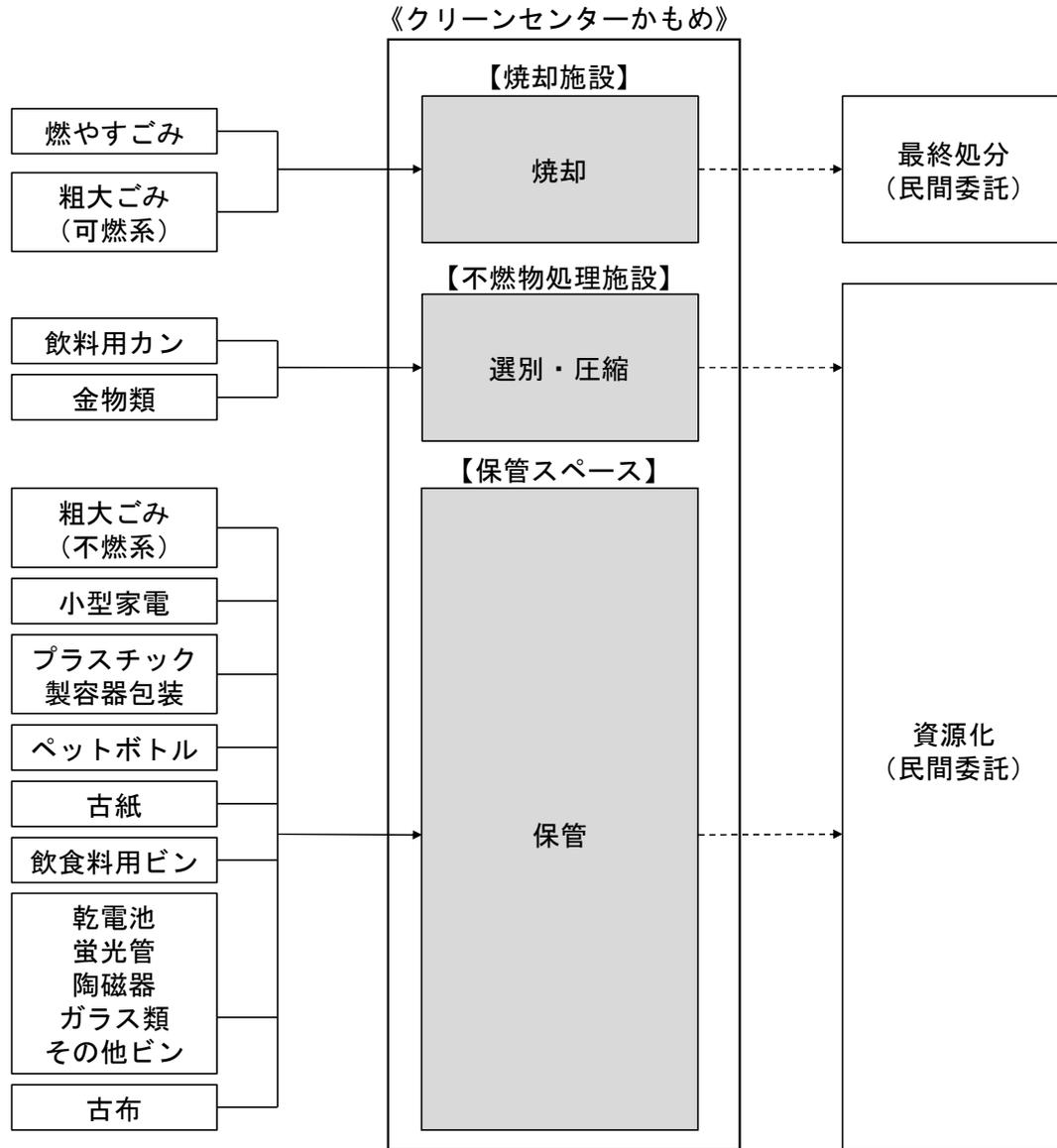
1.5.2 生活排水処理

- ① 公共下水道及び集落排水処理施設への接続の推進
- ② 高度処理型合併処理浄化槽整備の推進
- ③ 生活排水対策の啓発

2 ごみ処理実施計画

2.1 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れは、以下に示すとおりである。



2.2 基本計画における数値目標

基本計画における数値目標及びその実績値は、以下に示すとおりである。令和 8 年度の目標は、令和 5 年度時点でいずれも未達成である。

目標指標	実績値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 8 年度)	達成状況 (令和 5 年度時点)
① 1 人 1 日あたりの可燃ごみ排出量 [g/人・日]	551.0	522 以下	未達成
② リサイクル率 [%]	13.5	27 以上	未達成
③ 最終処分量 [t/年]	1,037	835 以下	未達成

2.3 収集運搬・処理計画

2.3.1 家庭系ごみ

家庭系ごみの収集運搬・処理は、以下のとおり行う。

種類	ごみの出し方	収集運搬		処理	
		収集形態	収集方式	中間処理	資源化・最終処分
燃やすごみ	市指定ごみ袋 (黄色)	委託	ステーション 週2回	クリーンセンターかもめ ごみ焼却施設	焼却残渣最終 処分 (民間委託)
資源化物					
古紙	【新聞紙・ダンボール・ 紙パック】 ひも結束(品目別) 【雑誌・ざつ紙】 ひも結束もしくは紙袋	委託	ステーション 月1回	クリーンセンターかもめ (保管)	資源化 (民間委託)
プラスチック製 容器包装	透明又は半透明袋		ステーション 月2回	クリーンセンターかもめ (保管)	
ペットボトル	ごみステーションの コンテナ又はネット袋		ステーション 月2回	クリーンセンターかもめ (保管)	
飲料用カン	ごみステーションの コンテナ		ステーション 月2回	クリーンセンターかもめ 不燃物処理施設	
飲食用ビン	ごみステーションの コンテナ		ステーション 月1回	クリーンセンターかもめ (保管)	
金物類	ごみステーションの コンテナ		ステーション 月1回	クリーンセンターかもめ 不燃物処理施設	
古布	透明又は半透明袋		粗大ごみ (可燃)の 収集日	クリーンセンターかもめ (保管)	
乾電池・蛍光灯・ 陶磁器・ガラス類・ その他ビン	ごみステーションの コンテナ(品目別)		ステーション 年2回	クリーンセンターかもめ (保管)	
粗大ごみ(可燃)	【1人で積み込める大きさ】 ごみステーション 【1人で積み込めない大きさ】 クリーンセンターかもめへ 直接持込	委託	ステーション 又は直接持込 【牛窓・邑久】 偶数月 【長船】 月1回	クリーンセンターかもめ ごみ焼却施設	焼却残渣最終 処分 (民間委託)
粗大ごみ(不燃)	【1人で積み込める大きさ】 ごみステーション 【1人で積み込めない大きさ】 クリーンセンターかもめへ 直接持込	委託	ステーション 又は直接持込 【牛窓・邑久】 奇数月 【長船】 月1回	クリーンセンターかもめ (保管)	資源化 (民間委託)
小型家電	ごみステーションの コンテナ		粗大ごみ (不燃)の 収集日		

2.3.2 事業系ごみ

事業系ごみの収集運搬・処理は、以下のとおり行う。

種類	収集運搬		処理		
	収集形態	収集方式	中間処理	資源化・最終処分	
燃やすごみ	許可業者		クリーンセンターかもめ 焼却施設	焼却残渣最終処分 (民間委託)	
資源化物					
古紙			クリーンセンターかもめ (保管)	資源化 (民間委託)	
飲料用カン			クリーンセンターかもめ 不燃物処理施設		
飲食料用ビン			クリーンセンターかもめ (保管)		
金物類			クリーンセンターかもめ 不燃物処理施設		
粗大ごみ(可燃)				クリーンセンターかもめ 焼却施設	焼却残渣最終処分 (民間委託)
粗大ごみ(不燃)				クリーンセンターかもめ (保管)	資源化 (民間委託)
小型家電					

2.4 収集・処理量の見込み

ごみの収集及び処理量の見込みは、以下のとおりである。

種類	収集・処理量 [t/年]	
	家庭系	事業系
可燃ごみ	5,022	1,520
不燃ごみ	278	45
資源ごみ	1,813	16.75
古紙	685	7.80
プラスチック製容器包装	649	-
ペットボトル	35	-
飲料用カン	27	0.30
飲食料用ビン	211	8.65
金物類 ^{注)}	-	-
古布	194	-
乾電池・蛍光管等	12	-
粗大ごみ	225	52
その他ごみ	67	-
合計	7,405	1,634

注) 金物類は粗大ごみに含む。

2.5 ごみ処理施設

2.5.1 中間処理施設

ごみの中間処理は、以下を踏まえながら、適正な処理を継続する。

- ごみの適正な処理を継続するため、クリーンセンターかもめは、適切な運転管理及び修繕等を行い、継続的かつ安定した稼働に努める。
- クリーンセンターかもめの焼却施設は、老朽化が進行しているため、今後、延命化対策や施設更新等について検討する。

【中間処理施設の概要】

	概要
名称	クリーンセンターかもめ ごみ焼却施設
所在地	牛窓町牛窓 228
運営形態	一部委託
処理能力	43t/日 (21.5t/14h×2 炉)
処理方式	准連続式ストーカ方式
処理対象物	燃やすごみ、粗大ごみ (可燃系)
竣工年月	平成 9 年 3 月 平成 25 年 3 月 (処理能力増強工事)

	概要
名称	クリーンセンターかもめ 不燃物処理施設
所在地	牛窓町牛窓 228
運営形態	直営
処理能力	4t/日
処理方式	選別・圧縮
処理対象物	飲料用カン、金物類
その他	ストックヤード (建築面積 : 502.80m ² 、延床面積 : 335.20m ²)
竣工年月	平成 9 年 3 月

2.5.2 最終処分場

本市は最終処分場を有していないため、民間事業者へ委託して、最終処分を行う。
なお、今後、新たな最終処分場の整備に向けた検討を行う。

2.6 ごみの減量化・資源化に係る施策

ごみの減量化に係る施策の取組み状況は、以下に示すとおりである。

施策	内容	実施区分
ごみの減量化・資源化に関する啓発活動	本市ホームページ及び広報誌等の媒体を活用するとともに、ごみ処理施設見学会等を実施し、市民・事業者に対するごみの減量化・資源化の重要性に関する啓発活動を推進する。	継続
マイバッグの持参の推進	広報誌等を通じたマイバッグ持参の啓発活動を継続的に実施し、レジ袋等の削減によるごみの減量化を図る。	継続
生ごみの3キリの推進	家庭ごみ分別マニュアルの配布等を通じて、生ごみの「使いきり」「食べきり」「水きり」の3キリ運動を推進し、家庭から排出される生ごみの減量化を図る。	継続
生ごみ処理機購入費補助金の交付	家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため、生ごみ処理機購入に対する補助金交付制度を継続して実施し、生ごみの排出量削減を図る。	継続
食品ロスの削減、30・10（さんまるいちまる）運動の推進	本市ホームページ及び広報誌等において食品ロスの削減方法や30・10運動（宴会開始後30分間及び終了前10分間は自席で料理を楽しむことで食べ残しを減らす取組）の周知を継続的に行い、食品ロスの削減を推進する。	継続
分別排出の推進	家庭ごみ分別マニュアルの配付を継続するとともに、ごみステーションの適正管理及び監視等を実施し、分別排出の徹底を図る。特に、家庭系可燃ごみに多く含まれるざつ紙、古布、プラスチック製容器包装については、分別の徹底を重点的に推進する。	継続
集団回収の推進	資源ごみの集団回収実施団体に対する奨励金交付制度を継続するとともに、集団回収対象品目の周知等を行い、地域における資源回収活動の活性化を図る。	継続
拠点回収の実施・拡大	ペットボトル等の拠点回収を継続実施するとともに、回収拠点の増設及び古紙等の回収品目拡大を図り、資源ごみのさらなる分別回収及び資源化を推進する。	継続

2.7 その他

2.7.1 適正処理困難物の適正処理

本市で取り扱いができないもの（適正処理困難物）は、クリーンセンターへの搬入を認めず、市民や事業者には、販売店や専門業者に相談して適正に処理を行うように指導する。

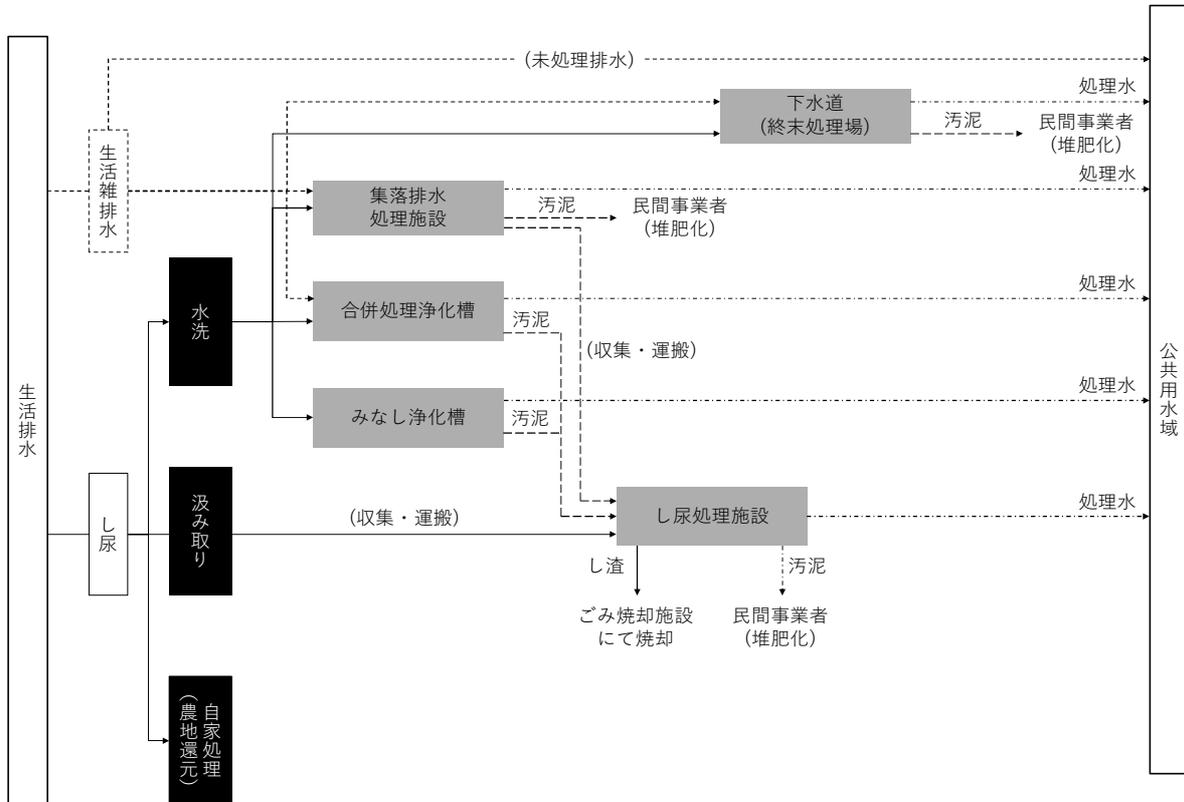
2.7.2 収集運搬等の許可について

収集運搬等の許可は、本市の状況を勘案し進めるものとする。

3 生活排水処理実施計画

3.1 生活排水処理の流れ

生活排水処理の流れは、以下に示すとおりである。



3.2 基本計画における数値目標

基本計画における目標汚水衛生処理率及びその実績値は、以下に示すとおりである。令和8年度の目標は、令和5年度時点で未達成である。

目標指標	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)	達成状況
総人口 [人]	36,312	33,180	未達成
汚水衛生処理人口 [人]	29,922	30,842	
汚水衛生処理率 [%]	82.4	93.0 以上	

3.3 収集運搬・処理計画

生活排水の収集運搬及び処理は、以下のとおり行う。

種類	収集運搬	処理		
		中間処理	汚泥処理	し渣処分
し尿	許可業者	【牛窓・邑久】 神崎衛生施設 組合 し尿処理場 【長船】 長船衛生 センター	堆肥化 (民間委託)	【神崎衛生施設組合 し尿処理場】 東部クリーンセンター (岡山市) 焼却 【長船衛生センター】 クリーンセンター かもめ ごみ焼却施設
浄化槽 汚泥				
農業集落 排水汚泥				
漁業集落 排水汚泥				

3.4 処理形態別計画人口及び生活排水汚泥処理量の見込み

生活排水の処理形態別人口及び汚泥処理量の見込みは、以下のとおりである。

	人口等
水洗化人口 [人]	54,179
公共下水道人口	33,472
農業集落排水処理人口	3,223
漁業集落排水処理人口	208
合併処理浄化槽人口	15,955
みなし浄化槽人口	1,321
非水洗化人口 [人]	1,318
計画収集人口	1,268
自家処理人口	50
総人口 [人]	55,497
水洗化率 ^{注1)} [%]	97.6
汚水衛生処理率 ^{注2)} [%]	95.2

注1) 水洗化人口計÷総人口×100

注2) 汚水衛生処理人口(公共下水道人口+農業集落排水処理人口+漁業集落排水人口+合併処理浄化槽人口)÷総人口×100

	処理量 [kL/年]
し尿	3,489
浄化槽汚泥	12,780
農業集落排水汚泥	800
漁業集落排水汚泥	177
合計	17,246

3.5 生活排水処理施設

3.5.1 公共下水道

本市の公共下水道は、以下に示すとおりである。

	牛窓地区	邑久地区	長船地区
	牛窓処理区	邑久処理区	長船中央処理区
下水道の種類	特定環境保全 公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業
計画処理量[m ³ /日] (日最大)	2,110	4,210	5,940
供用開始年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

※邑久地区のうち、虫明処理区は未施工である。また、長船地区のうち、長船処理区は長船中央処理区へ統合されている。

3.5.2 集落排水処理施設

本市の農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設は、以下に示すとおりである。

	農業集落排水処理施設		
	尻海処理区	美和・牛文処理区	千手処理区
計画区域面積 [ha]	28	24.4	6.5
計画処理量[m ³ /日] (日最大)	365	495	187
供用開始年度	平成 21 年度	平成 21 年度	平成 13 年度
	農業集落排水処理施設		漁業集落排水処理施設
	磯上処理区	西須恵処理区	西脇・子父雁処理区
下水道の種類	21.8	9	3.9
計画処理量[m ³ /日] (日最大)	324	146	270
供用開始年度	平成 19 年度	平成 17 年度	平成 11 年度

3.5.3 し尿処理施設

し尿・浄化槽汚泥等の処理は、以下を踏まえながら、適正な処理を継続する。

- し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理を継続するため、し尿処理施設は、適切な運転管理及び修繕等を行い、継続的かつ安定した稼働に努める。
- 長船衛生センターは、老朽化が著しいため、今後、新たなし尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備について検討する。

【し尿処理施設の概要】

	概要	
名称	神崎衛生施設組合し尿処理場	長船衛生センター
処理対象区域	牛窓地区、邑久地区	長船地区
所在地	岡山市東区神崎町 2676	瀬戸内市長船町福里 589-1
事業主体	神崎衛生施設組合 (岡山市、瀬戸内市)	瀬戸内市
処理能力	180kL/日 (し尿 136kL/日、 浄化槽汚泥 44kL/日)	18kL/日 (し尿 15kL/日、 浄化槽汚泥 3kL/日)
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理	低希釈二段活性汚泥法 + 高度処理
竣工年月	平成 9 年 4 月	昭和 62 年 1 月
処理水放流先	吉井川	油杉川

3.6 広報・啓発活動等の施策

生活排水処理に係る広報・啓発活動等の施策の取組み状況は、以下に示すとおりである。

施策	内容	実施区分
情報提供の充実	発生源の汚濁負荷削減対策として、市民一人ひとりの意識高揚を図るため、広報、チラシ、パンフレット等を配布する（発生源の汚濁負荷削減対策：調理くずや廃食用油の適正処理等）。	継続
各種イベントの開催	水質汚濁防止や水環境の保全などをテーマとした講演会、シンポジウム、フェスティバルなどを開催し、意識の高揚を図る。	継続
環境学習の推進	水辺の見学会、学習会、講演会などを行い、下水道、農業・漁業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽を利用することによる環境保全や、発生源における水質保全対策について、広く情報を提供する。	継続